

社会福祉法人香川県手をつなぐ育成会

役員報酬及び評議員報酬支給基準

定款第8条（評議員の報酬等）、及び定款21条（役員の報酬等）の規程により、  
評議員及び役員に対する報酬等の支給について、次のとおりとする。

記

理 事	無 報 酬	評議員会により決定
監 事	年間(1人)	50,000円 評議員会により決定
評 議 員	無 報 酬	定款の規程により

以 上